

中国底びき網漁船の拿捕について

平成 28 年 2 月 22 日水産庁漁業取締船が、中国底びき網漁船を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 12 条違反（操業日誌不記載）の疑いで拿捕しました。

なお、本年の九州漁業調整事務所による外国漁船の拿捕は 1 件目（中国漁船 1 件）です。

1. 事件の概要

2 月 22 日、水産庁漁業取締船「白鷗丸（はくおうまる）」（499 トン）は、長崎県五島市所在女島（めしま）灯台の南西約 72 キロメートルの我が国排他的経済水域（EEZ）において、我が国農林水産大臣の許可を受けて操業していた中国底びき網漁船に立入検査を実施したところ、2 月 21 日から 2 月 22 日までの間に我が国排他的経済水域で操業し、タイ類等 843 キログラムを漁獲したにもかかわらず、これらを操業日誌に記載していないことが判明しました。

このため、「白鷗丸（はくおうまる）」は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（操業日誌不記載）の疑いで 2 月 22 日同船を拿捕（注）しました。本件には、水産庁漁業取締船「あらつ」が捜査の支援にあたりました。

本年の九州漁業調整事務所による外国漁船の拿捕は 1 件目（中国漁船 1 件目）となります。

1. 被疑者：江再超（ジャン ザイツォ）（42 歳）船長

2. 被疑船：浙嶺漁 23688（チョリンユイ 23688）

（底びき網漁船、総トン数：292 トン、被疑者含む 8 名乗船、船籍港：温嶺（オンレイ）市）

3. 違反内容

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 12 条違反（操業日誌不記載）の疑い

4. 逮捕状況

2 月 22 日午後 7 時 0 分、同船船長を現行犯逮捕

5. 漁業取締船

白鷗丸（はくおうまる）（499 トン、船長：橋本高明）

捜査支援 あらつ（499 トン）

（注）拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

2. 水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移（参考）

	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
平成 28 年	1	1 (1)	0	0	0	2 (1)
平成 27 年	6 (6)	3 (3)	0	3 (1)	0	12 (10)
平成 26 年	7 (7)	5 (4)	0	2	0	14 (11)
平成 25 年	9 (7)	6 (6)	0	4	0	19 (13)
平成 24 年	5 (4)	2 (1)	0	4	0	11 (5)
平成 23 年	11 (7)	0	0	1	0	12 (7)
平成 22 年	13 (13)	1 (1)	0	5 (2)	0	19 (16)
平成 21 年	12 (12)	3 (1)	0	2	0	17 (13)
平成 20 年	18 (17)	2 (1)	0	0	0	20 (18)
平成 19 年	11 (8)	1 (1)	0	1	0	13 (9)
平成 18 年	8 (6)	1 (1)	0	1	0	10 (7)

(注 1) () 内は、九州漁業調整事務所による拿捕件数の内数

(注 2) 平成 28 年は 1 月 1 日から 2 月 22 日までの件数

<添付資料>

- ・ 別添 1 中国底びき網漁船「浙嶺漁 23688(チョリンユイ 23688)」拿捕位置概略図
- ・ 別添 2 中国底びき網漁船「浙嶺漁 23688(チョリンユイ 23688)」写真

お問い合わせ先

水産庁九州漁業調整事務所漁業監督課

担当者:島尻、杉山

代表:092-273-2000 (内線 6601)

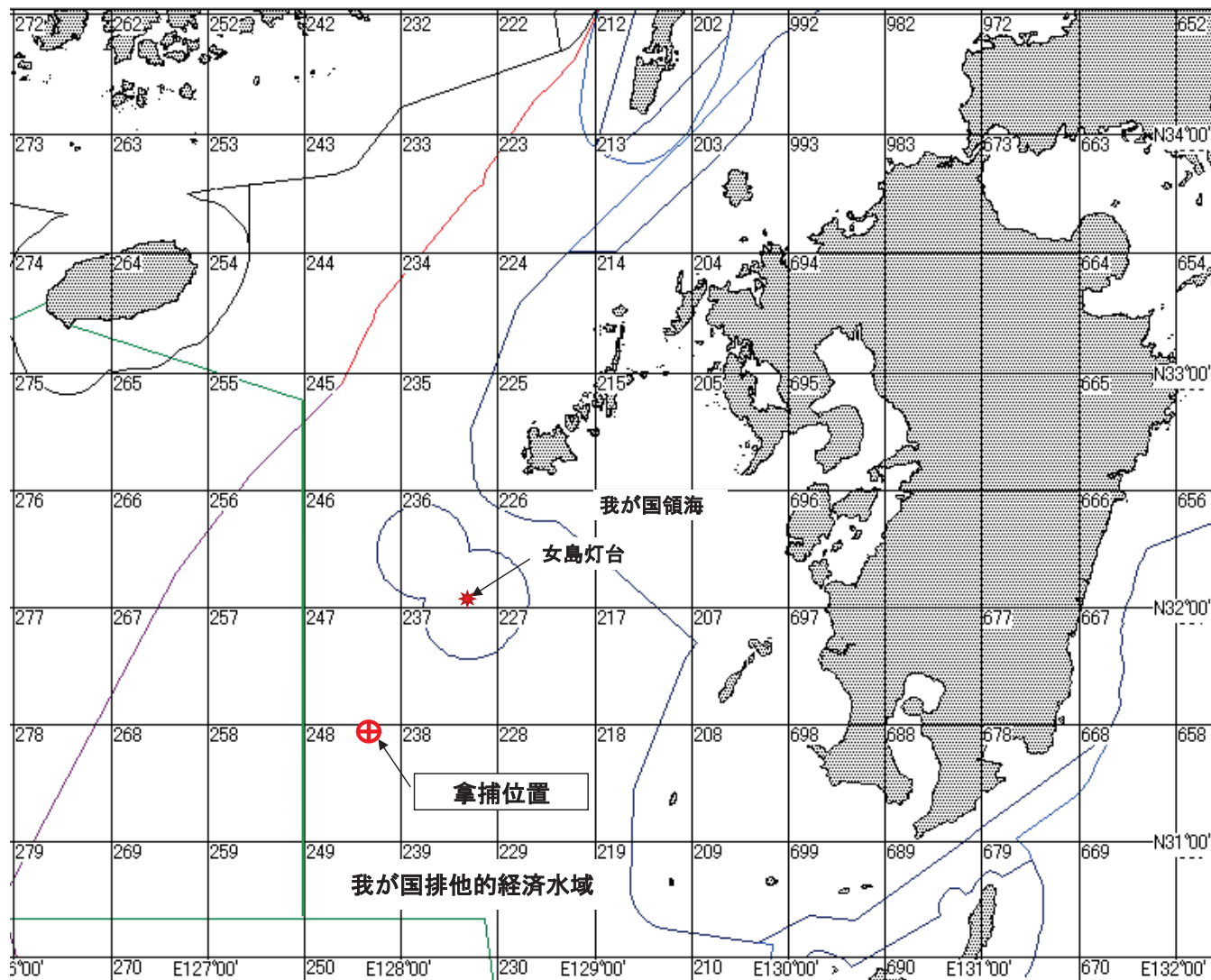
ダイヤルイン:092-273-2005

FAX:092-262-1930

当資料のホームページURL

<http://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/>

中国底びき網漁船「浙嶺漁23688（チョリンユィ23688）」拿捕位置概略図



中国底びき網漁船「浙嶺漁23688(チオリンユイ23688)」写真

中国底びき網漁船「浙嶺漁23688(チオリンユイ23688)」



検査のため移乗する漁業監督官



漁獲物の計量

